

平成29年 3月29日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、本市のがん対策について、基本理念を定め、市、市議会、保健医療関係者、教育関係者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 医師その他の医療関係者並びにがんの予防及び早期発見に携わる者をいう。
- (2) がん患者等 がん患者及びその家族をいう。
- (3) がん患者団体 がん患者等を中心として構成される団体をいう。

(基本理念)

第3条 がん対策は、市民の健康寿命の延伸のために適切に行わなければならない。

- 2 がん対策は、がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、市民の立場に立って推進されなければならない。
- 3 がん対策は、市民の生命及び健康を守るため、国及び北海道と連携を深めながら、市、市議会、保健医療関係者、教育関係者、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、共に力を合わせ、一体となってがん対策の向上に寄与するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっと

り、がんに関する正しい知識の普及啓発を実施し、並びにがんの予防及び早期発見に実行性のある施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策に関する計画を策定するものとする。

3 市は、がん対策を実施するに当たっては、市民の健康に関して誠意をもって対応するとともに、国、北海道、市議会、保健医療関係者、教育関係者、事業者、市民及びがん患者団体その他の関係団体と緊密な連携を図るものとする。

（市議会の責務）

第5条 市議会は、基本理念にのっとり、市が実施するがん対策に関する施策について評価を行うとともに、当該施策に市民の声が反映されるよう積極的にがん対策に取り組むものとする。

（保健医療関係者の責務）

第6条 保健医療関係者は、基本理念にのっとり、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者は、基本理念にのっとり、がん患者の置かれている状況を深く理解し、かつ、その意向を十分に尊重し、適切ながんに係る医療を行うよう努めるものとする。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、児童、生徒及び学生が健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がん及びがん患者等に関する正しい知識を持つための教育の推進に努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員及びその家族に対するがんに関する正しい知識の普及に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施

するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員及びその家族ががんを予防し、又は早期に発見するためのがん検診を受診する環境の整備に努めるものとする。

(市民の役割)

第9条 市民は、基本理念にのっとり、生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、がんの予防及び早期発見のために自ら積極的にがん検診を受診するよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(がんの予防の推進)

第10条 市は、日常生活に伴う喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を普及させるための施策を実施するものとする。

- 2 前項の施策は、罹患しやすい性別及び年齢を考慮して効果的に実施するものとする。
- 3 市は、種々のがん及び生活習慣病の要因となる喫煙の抑制に向け、喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響に関する知識の普及啓発を図るとともに、受動喫煙対策として、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の法令に基づき、必要な施策を実施するものとする。
- 4 市は、前3項に規定するもののほか、がんの予防のために必要な施策を実施するものとする。

(がんの早期発見の推進)

第11条 市は、がんの早期発見を推進するため、がん検診を受診しやすい環境の整備その他のがん検診の受診率を向上させるための施策を実施するものとする。

- 2 市は、がんの早期発見を推進するため、国の指針に基づくとともに、最新

の知見も踏まえ、科学的根拠に基づく適切ながん検診を実施するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、北海道及び医療機関と連携し、市民に対して、がん医療又はがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する適切な情報を収集し、及び提供するものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市議会への報告)

第14条 市長は、毎年度、がん対策に関する施策の実施状況を市議会に報告するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。